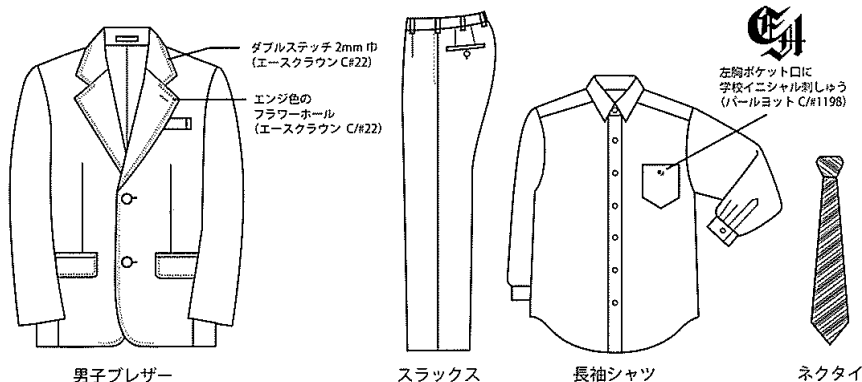


学校生活のきまり

1 制服について

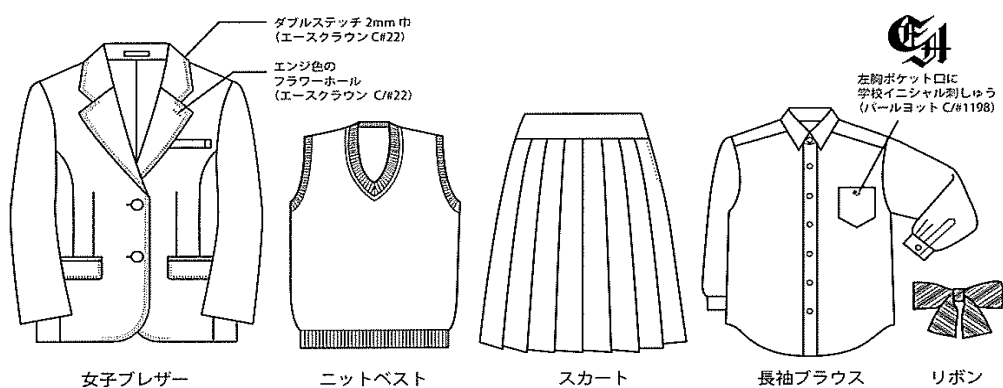
(1) 男子制服（以下に示してある制服を着用すること）

ブレザー、スラックス、学校指定シャツ、ネクタイ



(2) 女子制服（以下に示してある制服を着用すること）

ブレザー、ニットベスト、スカート、学校指定シャツ、リボンタイ



※女子スラックス・女子ネクタイも選択できます。

(3) 夏季略装（期間については天候・気温等を考慮した上で指示する）

ア 男女とも、学校指定シャツ（半袖含む）及びポロシャツを着用してよい。

また、男子はブレザーの代わりに学校指定セーターを、女子は学校指定ベストを着用してよい。

イ その他は(1)(2)の規定と同じとし、ブレザーは着用しなくてもよい。

オプション



(4) その他（男女共）

- ア 制服については、常に正しく着用すること。女子のスカート丈は、直立時の膝中心を基準とする。また、Yシャツの裾出し、ネクタイ・リボンの緩みが無いようにすること。
- イ 上靴は学校指定のものとする。また、登下校においてサンダル等の使用を禁止する。
- ウ ブレザーの中に着用するベスト、セーター（オプション）等は学校指定のものとし、私服（パーカー、カーディガン等）の着用は禁止する。

2 頭髪・化粧・装飾品について

- (1) 高校生らしく清潔感のある頭髪を心がけること。パーマ・カール、髪の色及びライン・ツーブロックなどの奇抜な頭髪は禁止する。特に、男子の長髪は、目、耳、襟にかからないよう注意する。
- (2) 化粧および化粧とみなされるもの（リップクリーム（色物）・マニキュア等を含む）、装飾品（ピアス・指輪等）の着用を禁止する。

3 登下校について

- (1) 8時25分までに登校し、原則として19時00分までに下校すること。
- (2) 8時25分のチャイムが鳴った時点でホームルーム教室に入室していること。遅れた場合は遅刻とする。（8時25分から朝読書を行うため、8時20分の予鈴までに校舎内に入ること）
- (3) 遅刻した場合は、登校した時に、必ず担任に申し出ること。
- (4) やむを得ず、欠席・遅刻する場合は8時10分までに家庭から直接担任へ連絡すること。
- (5) 交通道徳を遵守し、公共交通機関の利用に際しては秩序やマナーを守ること。
- (6) 自転車を利用して通学する場合は、自転車通学届を提出した上、道路交通法及び交通マナーを遵守すること。なお、冬期間の自転車の利用は禁止する。

4 外出について

- (1) 外出する場合は、行先及び帰宅予定時刻を保護者に告げておくこと。
- (2) 午後9時までに必ず帰宅すること。
- (3) 外出の際には、本校の身分証明書を携帯すること。

5 校内生活について

- (1) 挨拶を心掛けること。
- (2) 廊下では静かに行動し、周囲に迷惑をかけないようにすること。
- (3) 始業のチャイムが鳴る前に授業準備を整え、着席していること。
- (4) 清掃活動は、日々きれいに行うこと。
- (5) 職員室に入るときは、正装とする。（夏季略装期間は略装可）

6 その他

(1) 心得事項

- ア 校則や諸規定を理解し遵守すること。
- イ 学校生活および学業に不要とみなされるものは校内に持ちこまないこと。
- ウ 多額の金銭、貴重品は携帯しないこと。また、所持品には記名し、自己管理を徹底すること。
- エ 校舎及び校具・設備は丁寧に利用し、損傷しないように心掛けること。

(2) 禁止事項

- ア 法令に違反する行為
- イ 校則に違反する行為
- ウ 校舎及び校具設備の乱用及び破損
- エ 長期休業中（夏・冬休み）以外のアルバイト（新聞・広告配達を除く）
- オ 風紀上不適切なアルバイト（酒類を扱い、接客を伴う業種）
- カ 他者へ身体的・心理的苦痛を与える行為
- キ 試験における不正行為
- ク その他、社会規範・ルール及び社会通念に照らして不適切と判断される行為

諸願・届・一覧表

種類	用途・内容	用紙受領	提出先	提出時期
入室許可シート	S H R ・授業中に教室へ入室するとき	職員室 (教員)	教科担任 担任	入室時
早退・外出許可願 (証)	早退・外出する必要があるとき	職員室 (教員)	担任 学年担当	早退・ 外出時
アルバイト届 注 1	長期休業中にアルバイトをするとき 新聞・広告配達アルバイトをするとき	担任	担任	事前
自転車通学届	自転車通学を希望するとき	担任	担任	事前
普通自動車運転免許 取得許可願 注 2	普通自動車運転免許取得を希望するとき	担任	担任	事前
証明書交付願	在学・成績・卒業見込の証明が必要なとき	担任	担任	当日の 午前中まで
バス通学証明書申 込書	通学定期乗車券を購入するとき	事務室	事務室	当日の 午前中まで

※ 保護者の氏名・印の欄は必ず保護者が記入・捺印すること。

※ 記入は、黒インクまたは黒ボールペンによること。

注 1 長期休業中のアルバイト許可条件

- 勤務日数を 14 日以内とすること。
- 帰宅時間は 21 時を厳守すること。
- 勤務先が酒類をあつかう職種、風俗営業（パチンコ店等）など、高校生として相応しくない場所ではないこと。

※ 以下の条件にあてはまる生徒は、長期休業中のアルバイトを許可しない。

- ・直近の考査の素点で、30 点未満の科目が 4 科目以上ある者。
- ・「1」および「2」の評価を有する者。
- ・日常生活及び学習の状況において、アルバイトをするのに相応しくないと判断された者。

注 2 普通自動車運転免許取得許可条件

- 進路が決定していること。
- 未決定者のうち、就職活動等で自動車運転免許が必要な場合、生徒指導部の審議を経て認めることがあるので、申し出ること。
- 保護者が認めていること。
- 各教科の欠課時数が、通学開始時点で実時数の 20% 以内であること。
- 成績不良科目が無いこと。
 - (1) 成績が通学開始時点で、評価 1・2 の科目がないこと。
 - (2) 直近の考査で、30 点未満の科目が 4 科目未満であること。
- 交通安全教育を受講していること。
- 学校の生活態度及び学業の状況に問題がないこと。

※学校生活のきまり、諸願・届・一覧表については令和 3 年度のものです。

また、現在、校則の改訂を進めています。